

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 大野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、  
下記のとおり諮問する。

平成29年 6月21日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 58 号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第 59 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 60 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙 1、2 及び 3 のとおり

## 別紙 1

### 諮問第 58 号

#### 本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第7条第3項第8号及び第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

#### 庁用車に設置するドライブレコーダーによる個人情報の収集等について

本市では、市長車のリース車両変更に伴い、事故に遭遇してしまった際、その原因の迅速かつ正確な解明に資するため、ドライブレコーダーを設置することとしました。

このドライブレコーダーは、走行時（アイドリング状態での停車時を含みます。）前方の状況を録画し、その映像を一定期間保存することができるものであるため、不特定多数の通行人等の映像を収集保管することとなります。

当該映像の保存による個人情報の収集は、本人からの収集とはいえず、さらに本人の同意を得て行うことも困難なため、条例第7条第3項本文により制限されている「本人以外からの個人情報の収集」に該当するものと考えます。

また、当該車両が事故に遭遇した場合は、ドライブレコーダーに記録された映像データを、捜査機関のほか保険会社等にも提供することが想定されるため、これが条例第13条第1項で制限されている「個人情報の当該実施機関以外のものへの提供」に該当するものと考えます。

よって、ドライブレコーダーによる個人情報の収集及び当該個人情報の外部提供を行うため、条例第7条第3項第8号及び第13条第2項第6号の規定に基づき、意見を求めるものです。

#### (1) 運用開始予定時期

- ・平成29年7月1日

#### (2) ドライブレコーダーの概要

- ・別紙ドライブレコーダーの概要を参照

#### (3) 今後の取扱い方針について

- ・別紙要綱（案）に基づき適正に取り扱う。
- ・今回のドライブレコーダー設置による効果を検証し、設置車両を拡大する。

## ドライブレコーダーの概要

### 1 メーカー及び型式

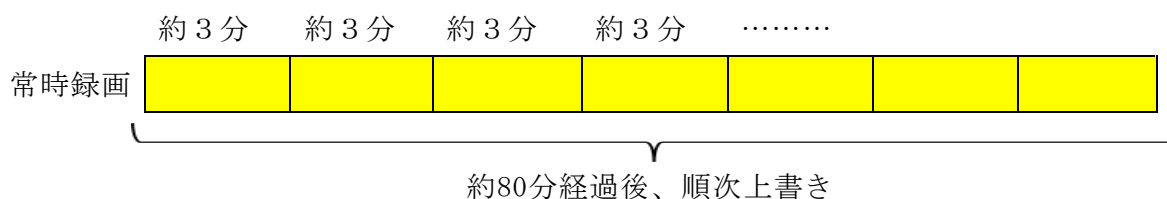
- ・トヨタ（純正用品） DRD-H66

### 2 設置場所

- ・ドライブレコーダーは、庁用車のフロントガラスに前方を向けて設置

### 3 記録可能時間及び記録方式

- ・記録可能時間は、フルHD録画で約80分
- ・エンジンを掛けると録画が開始し、録画されたデータは1ファイル約3分毎に保存され、記録可能時間の約80分を経過すると古いデータから順に上書きされる。



- ・衝撃を感知すると、衝撃前8秒、衝撃後12秒の合計20秒が「イベント記録」として保存される。「イベント記録」は、10件まで保存することができ、10件を超えると古いデータから順に上書きされる。



### 4 記録メディア

- ・同梱されているmicroSDカード（8GB）を使用し、純正以外の記録メディアの使用は、故障の原因となり得るため、純正のみの使用を想定している。

(別紙)

## 昭島市ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱（案）

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市（以下「市」という。）が管理する庁用車に設置するドライブレコーダーについて、記録されたデータの管理に関し必要な事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用車 市が所有し、又は管理する車両をいう。
- (2) ドライブレコーダー 市長が指定する庁用車に設置し、周囲の映像を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより収集した映像をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 ドライブレコーダーのカメラは、車両前方の映像を記録できる位置に設置するものとする。

2 ドライブレコーダーの作動時間は、庁用車運行時とする。

(管理責任者の設置)

第4条 ドライブレコーダーの適正な管理及び運用を図るため、ドライブレコーダーの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、その所管に属する庁用車を管理する課の長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき、ドライブレコーダーの適正な運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、ドライブレコーダー及びデータの操作を行う担当者を指名し、指揮監督する。

3 管理責任者及び担当者以外の職員は、データの解析及び保存等の操作を行ってはならない。

(データの記録媒体)

第6条 データの記録媒体は、ドライブレコーダー本体内に常時装着するものとする。ただし、第8条の規定によりデータを利用し、又は提供する場合に限り、管理責任者又は担当者が当該記録媒体を本体から取り出し、データを他の記録媒体に記録することができる。

2 前項ただし書の規定によりデータを記録した他の記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管しなければならない。

(データの保存期間等)

第7条 前条第1項ただし書の規定により他の記録媒体に記録されたデータの保存期間は90日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の保存期間を経過したデータは、消去、記録媒体の破砕等により、当該データを復元することができないよう適切に処分しなければならない。

3 管理責任者は、データの保管、廃棄等の管理状況を記録しておかなければならない。

(データの利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、データを利用してはならない。

(1) 事故に係る情報収集、分析及び原因究明を行う場合

(2) その他市長が必要と認める場合

2 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、外部にデータを提供してはならない。

(1) 法令に定めのある場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(3) 事故、トラブル等の状況及び原因を明らかにするために必要があり、保険会社等から文書による提供依頼を受けた場合

(4) その他市長が必要と認める場合

3 前2項の規定によりデータを利用し、又は提供するときは、管理責任者は、その理由、期日、相手側の名称、提供したデータの内容等を記録しておかなければならない。

(苦情等への対応)

第9条 管理責任者は、市民等からドライブレコーダーの運用又はデータの取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、適切に対応しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から実施する。

平成29年 6月30日

昭島市長

白井伸介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 大野隆司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成29年6月21日付け29企法指第18号にて諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第58号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第59号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第60号

個人情報の目的外の利用について

## 答 申

### 諮問第58号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

ドライブレコーダーを庁用車に設置することにより、不特定多数の通行人等を撮影し、当該映像を一定期間保存すること及び捜査機関のほか保険会社等に提供することについては、事故原因の早期解明等の効果が期待できることから、有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、特に外部提供については、厳格かつ適正な運用に努めていただきたい。